

## 警報時の取り扱いについて

① 御坊市に**特別警報または暴風警報**が発令された場合

注1 「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとること。

注2 県北部、紀中地域とあっても、御坊市が含まれていない場合は、適用しない。

または、

**白浜町以北の和歌山県内**に**津波警報または大津波警報**が発令された場合

(1) 平常授業時

- ・午前7時現在、発令されている時は、自宅待機とする。
- ・午前9時までに解除された時は、3限以降の授業を行う。
- ・正午までに解除された時は、午後の授業を行う。

(2) 定期考査時

午前7時現在、発令されている時は、当日は臨時休校とし、当日予定のテストは、テスト最終日の翌日に実施する（順延とはしない）。

(3) 登校後に発令された場合、下校が安全と確認されるまで学校で待機する。下校の判断は学校長が行う。

② 御坊市には発令されていないが、**別表**に示す地域に**特別警報または暴風警報**が発令されている場合

(1) 平常授業時

平常通り授業を行う。

(2) 定期考査時

午前7時現在、特別警報または暴風警報が発令されていれば、当日を授業日とし平常授業を行い、考査を最終日の翌日に延期する。

但し、特別警報または暴風警報発令地域に自宅あるいは通学路がある場合（寮生、下宿生は現住所で判断する）は、①(1)に準じて対応する。

③ 御坊市に特別警報または暴風警報が発令されていない時でも、次の場合の欠席は「出席扱い」とする。

- ・特定の地域で通学の途中明らかに危険が予測される場合。
- ・公共交通機関が不通となって通学できない場合。

④ 大雨・洪水・波浪の各警報が発令されている場合は、平常通りの授業を実施するが、通学することが危険と判断される場合は、上記③に準じて対応する。

⑤ 地震等の緊急事態についても、上記③に準じて対応する。

⑥ その他

- ・上記の遅刻・欠席の場合は直ちに学校へ連絡し、後日担任と再確認する。
- ・途中登校の場合は時間割の変更があるので、全日の授業の用意をする。
- ・宿題テスト、実力テスト等が予定されている日は、上記①②の(2)に従う。
- ・上記に該当しない場合のテストの実施については、その都度判断する。
- ・自宅待機または休校となったときは、自宅学習に専念する。
- ・臨時休校とした日については、学期最終日以降に代わりの授業日を確保する。
- ・生徒ホールが休業となる可能性がある。

**別表**（平成29年度生徒居住関係地域）

和歌山市	海南市	有田市	田辺市
海草郡	紀美野町		
有田郡	有田川町	湯浅町	広川町
日高郡	由良町	日高町	美浜町
		日高川町	印南町
			みなべ町
西牟婁郡	白浜町		